

【スウェーデン】新しい犯罪被害法

海外立法情報課 井樋 三枝子

* 被害者権利のさらなる強化を目的とし、犯罪被害補償の拡充、犯罪被害者庁の権限の強化等を内容とする新たな犯罪被害法(2014:322)が制定され、2014年7月1日に施行された。

1 犯罪被害補償制度

スウェーデンの犯罪被害補償制度は、国家予算上に、被害者に対する「被害者補助金」が措置された1948年に遡るが、現行制度は1978年の犯罪被害法(1978:413)の制定から始まる。同法は、1988年、1994年及び1999年に大きな改正があり、それぞれ、補償対象の拡大、犯罪被害者問題を専門に所掌する犯罪被害者庁の設立及び欧州人権条約第6条に従った制度変更がなされた。今回、制度の透明性をさらに高め、被害者の損害を迅速に補償するため、新しい犯罪被害法(2014:322)が制定された。

犯罪被害は、本来、加害者に対し損害賠償として請求されるべき性質のものである。スウェーデンでは附帯私訴制度が採られており(訴訟手続法(1942:740)第22章)、被害者は、刑事裁判と並行して、民事裁判による損害賠償判決を得ることができる(損害賠償判決は、刑事裁判の判決が有罪であるか無罪であるかに、直接の影響を受けない。)。損害賠償判決は、強制執行庁に送付され、加害者が支払に応じない場合には、強制執行法(1981:774)に基づき、賠償金は強制執行される。しかし、加害者に支払能力がない等の理由から、被害者が完全な賠償を得られない場合もあり、さらに、被害者が加入していた保険等を用いても、その損害が全て賠償されないときは、その分を国が代わって被害者に補償する(所管は犯罪被害者庁。)。また、犯人の所在不明等の理由で不起訴となった事件についても、被害者の申請により、犯罪被害者庁の判断で補償が行われうる。補償対象は人的被害のみで(盗難や詐欺被害は対象外。)、個人の自由及び平穏に対する深刻な侵害を与える犯罪による被害も対象となる。これが犯罪被害法の定める犯罪被害補償制度である。

2 新犯罪被害法の概要

新犯罪被害法は、37か条からなる。旧法(全19か条)からの変更点は、①「犯罪被害補償の強化」として、補償金の上限の撤廃、補償申請が可能な期間の延長、判決で決定した被害額の犯罪被害者庁による減額の禁止、保護者が関与する犯罪の被害者である児童の補償申請の場合、別の保護者1名のみでの同意で申請可能とすること、②「被害者の責任の強化」として、補償申請にあたり、被害者による警察への届出と適切な捜査協力の義務づけ、③「犯罪被害者庁の権限の強化」として、不正に又は過分に補償を受領した被害者から補償金の返還を要求する権限の明確化、支払った補償金についての加害者に対する求償権の明文化である。

以下の表に、新法の主要規定をまとめる。

表 新犯罪被害法の概要

補償対象の犯罪及び被害 (第2条～第5条)	<ul style="list-style-type: none"> ・国内で発生した犯罪及び国外で発生したスウェーデン居住者に対する犯罪。ただし、被害者及び犯罪とスウェーデンとの関係性が極度に小さく、国が補償をしないことが適当である場合を除く。 ・人的被害に限定。個人の自由・平穩に対する罪による侵害、将来の所得等の逸失利益、衣類、メガネ等の被害時に身に付けていた物品は対象。補償金は基本的に一括支払い。判決で決定した被害額からの減額は認められない。
物的被害への補償の特例 (第6条～第9条)	刑務所、少年院等の収監者等による犯罪の被害、被害者の経済状況が被害により著しく困窮する場合の被害、重大犯罪に関し、近親者の関与を証言し、その庇護と信頼を失った児童の被害については、物的被害も補償対象。
補償額からの差引 (第10条、第11条)	欧州犯罪被害補償金や他国からの犯罪補償金を受領した場合は、その部分につき補償金から差し引く。補償額の決定では被害者の資産状況を考慮せず。
補償額の調整、補償金の下限 (第12条、第14条)	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪に関連して、被害者自身が直接的に被害を拡大又は故意若しくは怠慢により危険性を増大させた場合、補償額を調整。物的被害でも同様とする。 ・補償金の下限は、100 クローナ（約 1,500 円、2014 年 7 月現在）。
補償の申請 (第15条～第18条)	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者による警察への届出、適切な捜査協力等が申請の条件。 ・申請時に被害者死亡の場合、補償申請不可。ただし、申請済みの被害が原因で死亡した場合を除く。 ・補償対象者が児童の場合、保護者が当該犯罪に関与するときは、他の保護者1名のみでの同意で申請が可能。
補償申請期限 (第15条、第19条～第20条)	申請期限は、確定判決後3年以内、不起訴の事件については、捜査終了後又は不起訴決定後3年以内、それ以外は、犯罪の発生から3年以内。犯罪被害時に児童であった場合は、満21歳となるまで申請が可能。
犯罪被害者庁及びその決定 (第21条～第26条)	<ul style="list-style-type: none"> ・補償申請は、犯罪被害者庁に対して行う。犯罪被害者庁には、犯罪被害理事會が置かれる。理事長及び副理事長は判事とし、理事は政府任命職。 ・補償に関する犯罪被害者庁の決定に対する、申請者による不服申立ては不可。ただし、理事会に再審査を求めることは可能。
犯罪被害者庁の加害者への請求権 (第28条～第30条)	国（犯罪被害者庁）は、申請者への補償金支払いにより、補償金額と支払日からの利息につき加害者に対する求償債権を得る。求償債権の消滅時効は、補償金支払日から10年。
補償金の性質 (第31条～第34条)	補償金受領の権利の他者への譲渡は禁止。補償金を被害者の債務の差押対象とすることの禁止。被害者は、不正に又は過剰に得た補償金につき、犯罪被害者庁に返還義務を有する。

(出典) 犯罪被害法 (2014:322) 条文等を基に筆者作成。表中の法文見出しは、筆者による付与。

参考文献(インターネット情報は2014年7月15日現在である。)

- ・ Prop.2013/14:94 <<http://data.riksdagen.se/fil/2DD9EA59-9BFE-4A9E-A0CF-216243A3997F>>
- ・ 矢野恵美「スウェーデンにおける国による被害者対策と『女性に対する暴力』への対策」『被害者学研究』22号, 2012.3, pp.67-82.